令和８年（フ）第５０２号
鹿児島市松陽台町３番地３　県営松陽台第二団地７棟１号
債務者　川崎伸之介
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１１６号
鹿児島県霧島市国分清水一丁目37番10号
債務者　佐藤　公信
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第１２０号
鹿児島県伊佐市大口山野1848番地３
債務者　西　　靖雄
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第１０９号
鹿児島県出水市中央町1487番地　コーポチヨコ２号
債務者　山崎　有華
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第１１４号
鹿児島県出水市高尾野町大久保7566番地
債務者　福田　一馬
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第８８号
宮城県角田市横倉字山崎45番地129　アーバンハイツタカハシ101号
債務者　南部　愛羅
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第１１７５号
東京都日野市新町１丁目13番地日野新町一丁目アパート３―606
債務者　添川　恵美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２８０号
東京都福生市南田園二丁目７番地福生団地５―102
債務者　松本　浩志
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３３０号
東京都青梅市藤橋２丁目512番地の10
債務者　千葉　洋子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４３９号
東京都青梅市畑中１丁目20番地の１ワコーレエレガンス青梅205
債務者　七海　志穂
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４７７号
東京都日野市日野本町４丁目19番地の23サンヒルズ101
債務者　伊庭久仁子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５４８号
東京都三鷹市大沢５丁目12番10号
債務者　八木　飛佳
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７２８号
東京都武蔵野市西久保３丁目16番10号フランハイツ301
債務者　井口　好一
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７６８号
東京都町田市木曽東４丁目15番ロ639号
債務者　洲脇　和繁
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７９１号
東京都清瀬市中清戸一丁目609番地３リリーベル203号
債務者　小野　百加
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８２４号
東京都昭島市上川原町３丁目９番27―306号
債務者　田中　祝子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９０３号
東京都調布市八雲台２丁目10番地３ヒューマンコート調布八雲台202
債務者　髙橋　良周
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部